

**令和元年度第1回
インターネット都政モニターアンケート
「犯罪被害者等支援について」
調査結果**



調査実施の概要

- 1 アンケートテーマ
「犯罪被害者等支援について」
- 2 アンケート目的
次年度策定予定の第4期東京都犯罪被害者等支援計画などの参考とするため、都民の意見を聞く。
- 3 アンケート期間
令和元年6月12日（水曜日）から令和元年6月18日（火曜日）まで
- 4 アンケート方法
インターネットを通じて、モニターがアンケート専用ホームページから回答を入力する。
- 5 インターネット都政モニター数
500人
- 6 回答者数
496人
- 7 回答率
99.2%

※ 本報告書では、一部、前回調査（平成27年6月実施「犯罪被害者等支援について」）との比較を行っています。

犯罪被害者等支援について

1 調査項目

- Q1 「犯罪被害者等基本法」の認知度
- Q2 犯罪被害者等の置かれた状況
- Q3 犯罪被害者等の権利の充足度
- Q4 「東京都犯罪被害者等支援計画」の認知度
- Q5 犯罪被害者等の相談窓口の認知度
- Q6 犯罪被害者等への支援策の認知度
- Q7 犯罪被害者等への二次的被害に対する取組
- Q8 東京都が取り組む周知・広報等
- Q9 性犯罪に関する刑法の改正の認知度
- Q10 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターの支援内容
- Q11 性犯罪・性暴力被害者に必要と思われる支援
- Q12 行政に望む取組
- Q13 犯罪被害者等支援についての自由意見

		モニター 人数	回 答		
			人数	構成比	率
全 体		500	496	-	99.2
性別	男 性	250	248	50.0	99.2
	女 性	250	248	50.0	99.2
年代別	18・19歳	11	11	2.2	100.0
	20代	60	59	11.9	98.3
	30代	85	84	16.9	98.8
	40代	104	104	21.0	100.0
	50代	77	76	15.3	98.7
	60代	81	80	16.1	98.8
	70歳以上	82	82	16.5	100.0
職業別	自営業	46	45	9.1	97.8
	常 勤	191	189	38.1	99.0
	パート・アルバイト	58	58	11.7	100.0
	主 婦	98	97	19.6	99.0
	学 生	30	30	6.0	100.0
	無 職	77	77	15.5	100.0
居住地域別	東京都区部	343	340	68.5	99.1
	東京都市町村部	157	156	31.5	99.4

※ 集計結果は百分率(%)で示し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。そのため、合計が100.0%にならないものがある。

※ n (number of cases) は、比率算出の基数であり、100%が何人の回答者に相当するかを示す。

※ 複数回答方法・・・(MA) =いくつでも選択、(3MA) =3つまで選択、(2MA) =2つまで選択

犯罪被害者及びそのご家族又は遺族に対する支援の取組は、「犯罪被害者等基本法（平成 16 年制定）」の基本理念（※）にのっとり、現在、国、地方公共団体のほか、多くの民間支援団体により進められています。東京都においても、平成 28 年 2 月に「第 3 期東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、様々な支援策に取り組んでおり、また、今年度「犯罪被害者等の支援に関する条例（仮）」の制定の検討も進めています。今回のアンケート結果をこれらの取組の参考とするため、以下の設問について、あなたのご意見をお聞かせください。

※ 犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）

（基本理念）

第 3 条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

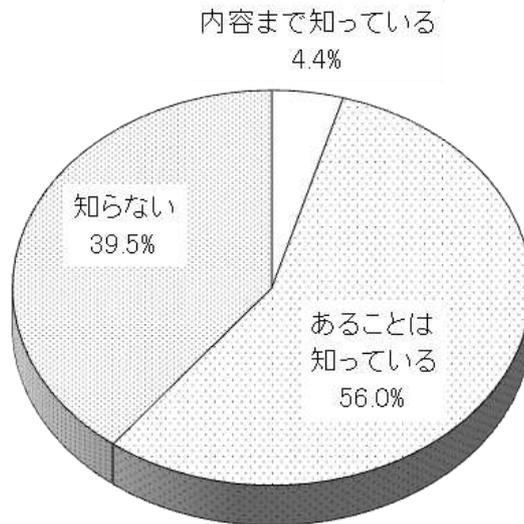
2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

「犯罪被害者等基本法」の認知度

Q1 あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族の権利利益の保護を目的として制定された「犯罪被害者等基本法」を知っていますか。

(n=496)



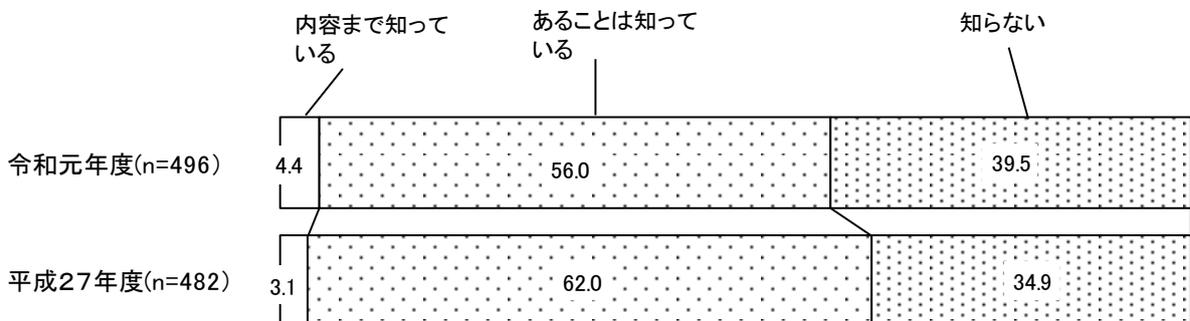
【調査結果の概要】

犯罪被害者等基本法の認知度について聞いたところ、『知っている（計）』（60.4%）（「内容まで知っている」（4.4%）、「あることは知っている」（56.0%））と答えた方は約6割であり、『知らない』（39.5%）は4割近くであった。

前回調査との比較では、『知っている（計）』が4.7ポイント減少した。

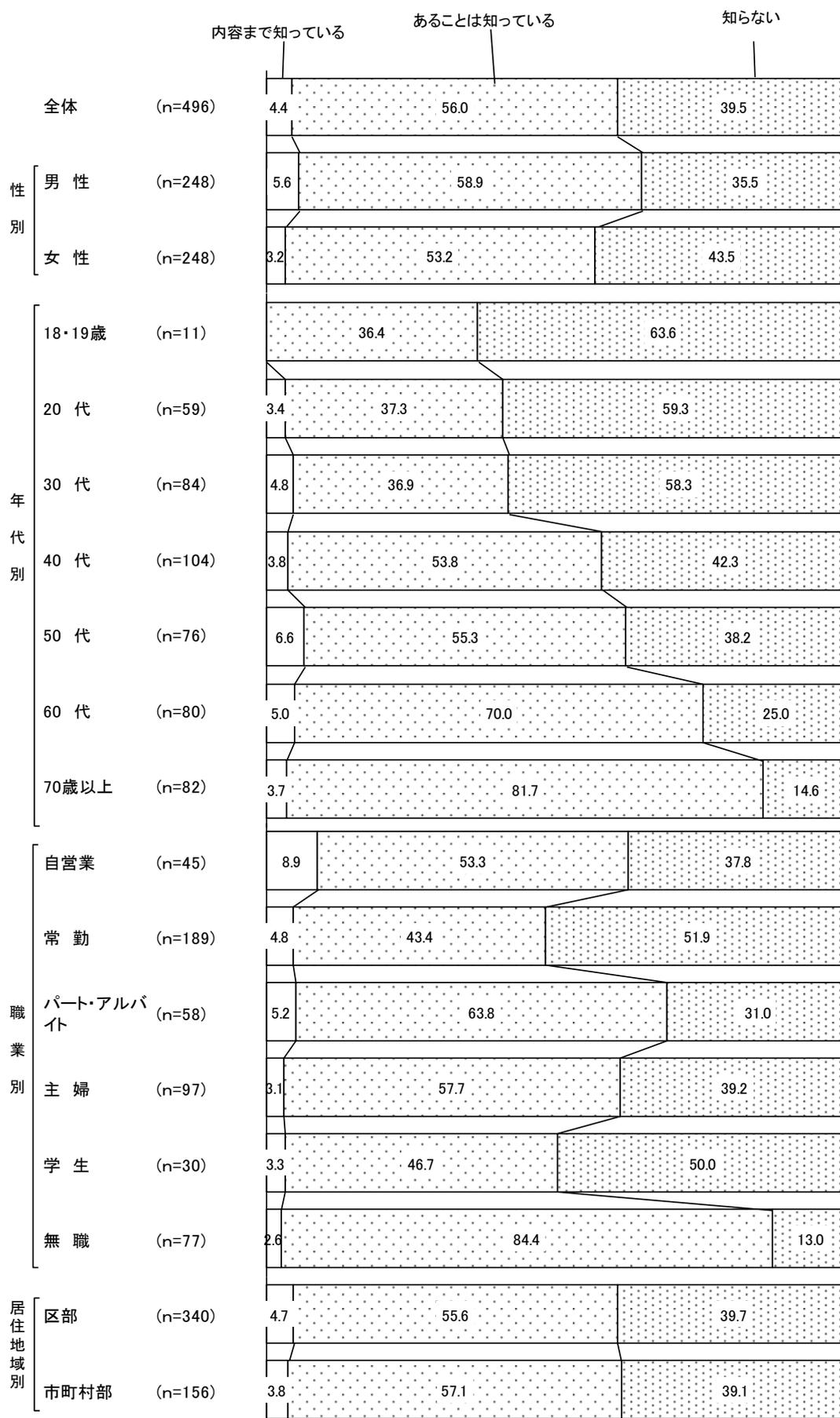
年代別の認知度（次頁）をみると、70歳以上（85.4%）では9割近くが犯罪被害者等基本法を知っているが、60代（75.0%）では7割半ばと、年代が下がるに従い認知度が下がり、30代以下の認知度は約4割となっている。

◎ 参考『前回調査との比較』



※ 前回調査 平成27年6月実施「犯罪被害者等支援について」

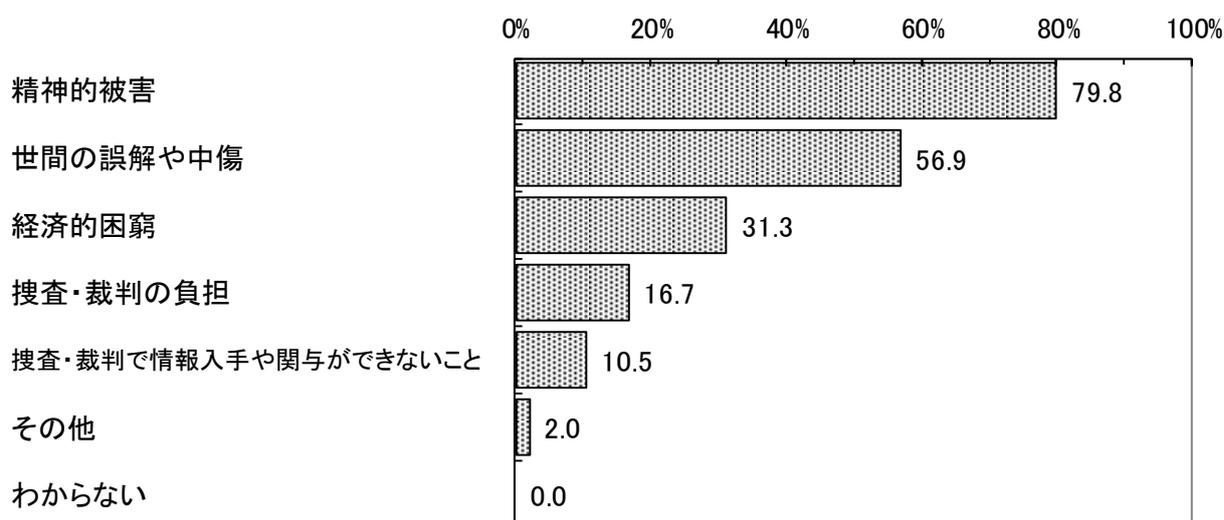
「犯罪被害者等基本法」の認知度（属性別）



犯罪被害者等の置かれた状況

Q2 犯罪被害者及びその家族又は遺族は、犯罪によって生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった被害を受けます。あなたは、こうした直接的な被害のほかにもどのような被害や負担が生じやすいと思いますか。次の中から2つまでお選びください。

2MA (n=496)



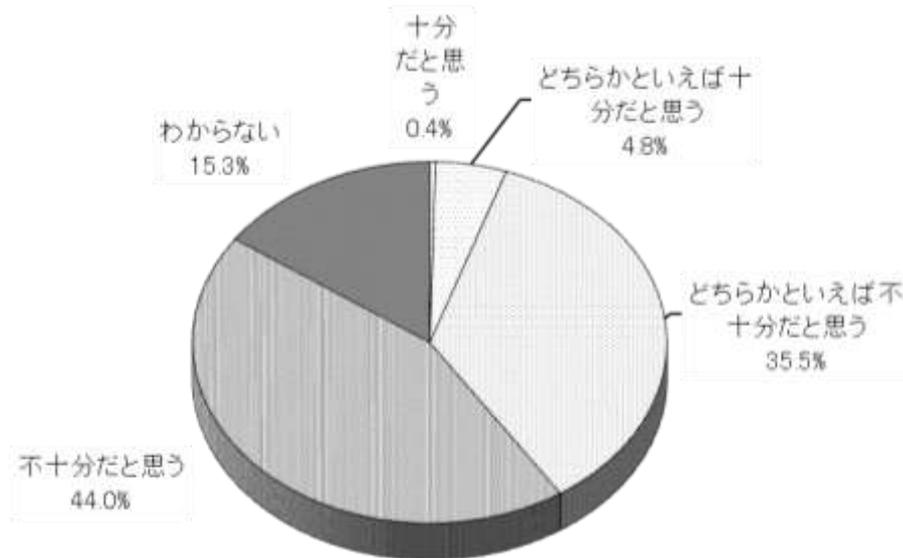
【調査結果の概要】

犯罪被害者等の置かれた状況の認識について聞いたところ、犯罪被害者及びその家族又は遺族が直接的に受ける被害以外に、「精神的被害」(79.8%)が8割近くで最も高く、以下、「世間の誤解や中傷」(56.9%)、「経済的困窮」(31.3%)などと続いている。

犯罪被害者等の権利の充足度

Q3 あなたは、我が国において、犯罪被害者及びその家族又は遺族の権利の保護、保障等は十分だと思いますか。

(n=496)

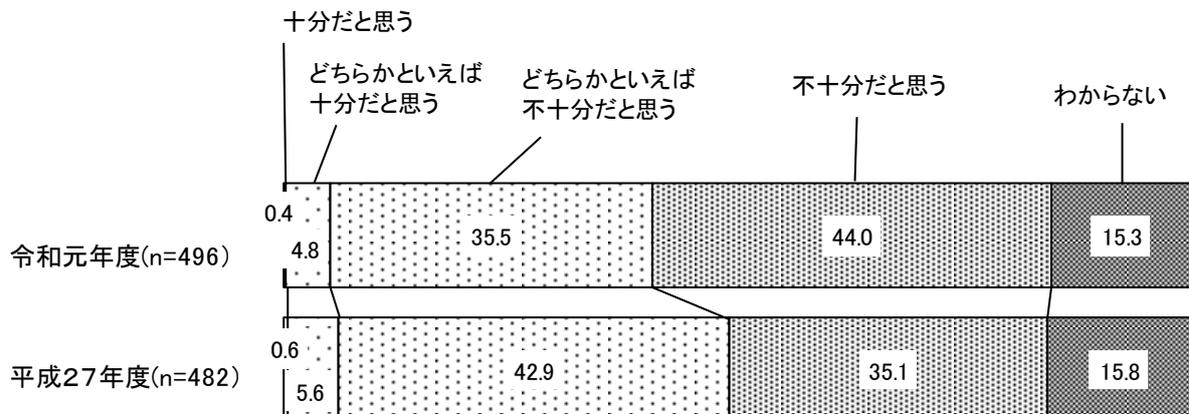


【調査結果の概要】

犯罪被害者等の権利の充足度について聞いたところ、『不十分だと思う（計）』（79.5%）（「どちらかといえば不十分だと思う」（35.5%）、「不十分だと思う」（44.0%））が8割近くで、『十分だと思う（計）』（5.2%）（「十分だと思う」（0.4%）、「どちらかといえば十分だと思う」（4.8%））は1割未満であった。

前回調査との比較では、『不十分だと思う（計）』が1.5ポイント上昇した。

◎ 参考『前回調査との比較』



※ 前回調査 平成27年6月実施「犯罪被害者等支援について」

「東京都犯罪被害者等支援計画」の認知度

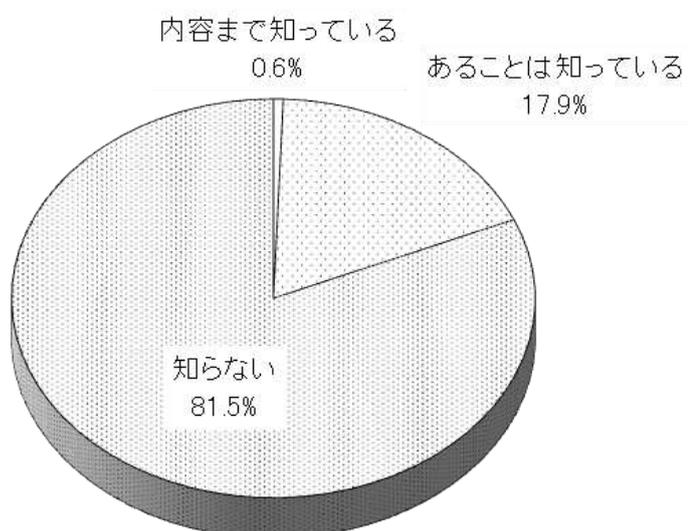
Q4 東京都では、犯罪被害者等基本法を受けて、犯罪被害者等の支援に取り組むための支援計画を策定しています。あなたは、東京都が平成28年2月に策定した「第3期東京都犯罪被害者等支援計画」(※)を知っていますか。

※ 第3期東京都犯罪被害者等支援計画：犯罪被害者等の支援についての基本的な考え方を明らかにするとともに、①被害者支援施策の充実・強化、②都民・事業者等の理解の促進、③連携体制の強化を柱として、今後行う犯罪被害者等への支援施策等を示したものです。

<参考> 「第3期東京都犯罪被害者等支援計画の概要」

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/10jinken/tobira/28gaiyou3.pdf>

(n=496)



【調査結果の概要】

「第3期東京都犯罪被害者等支援計画」の認知度について聞いたところ、『知らない(計)』(81.5%)が約8割で、『知っている(計)』(18.5%)（「内容まで知っている」(0.6%)、「あることは知っている」(17.9%)）は2割近くであった。

犯罪被害者等の相談窓口の認知度

Q5 あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族のための相談窓口が設置されていることを知っていますか。次の中から、知っているものをいくつでもお選びください。

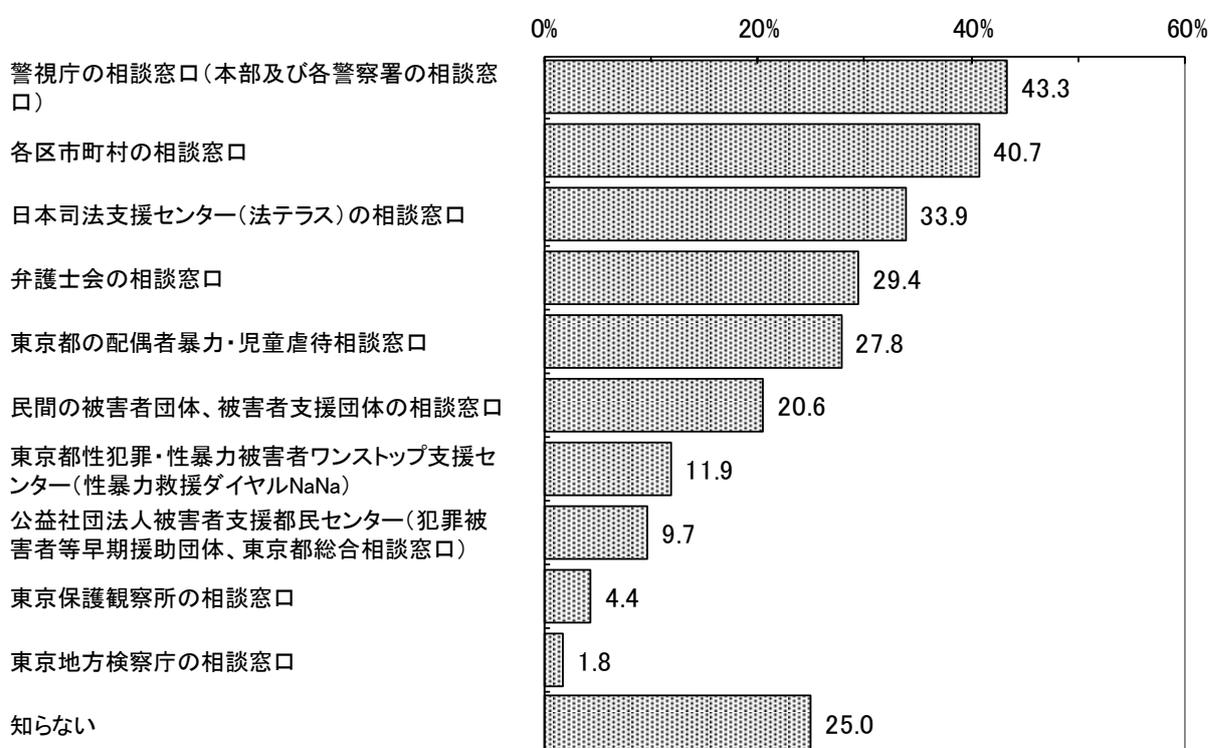
※1 日本司法支援センター（法テラス）

全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を実現するために、国が設立した公的な法人。「法テラス」は日本司法支援センターの愛称

※2 東京保護観察所

犯罪や非行を犯し、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付の刑執行猶予となった者に対して保護観察を行う法務省の出先機関

MA (n=496)



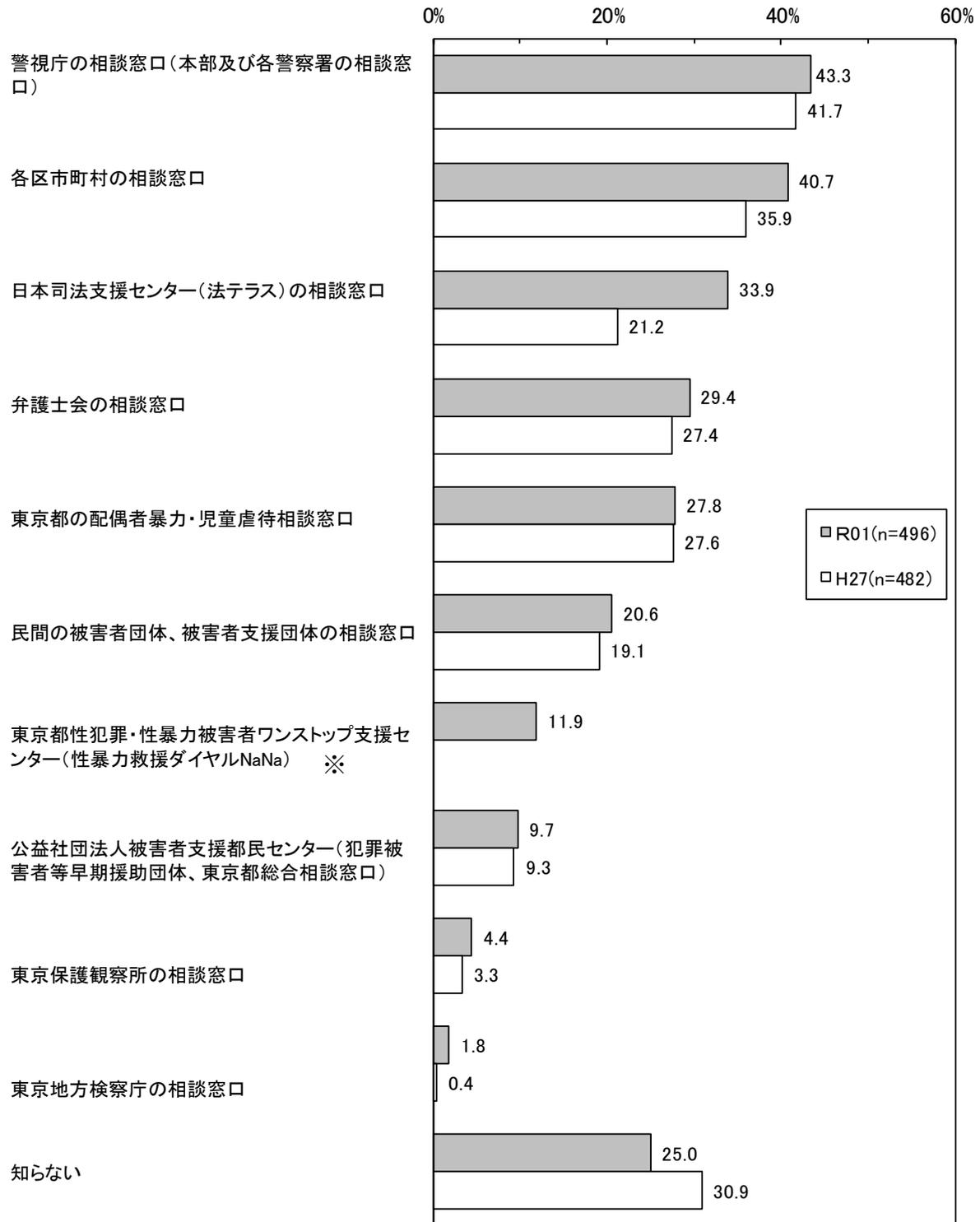
【調査結果の概要】

犯罪被害者等の相談窓口の認知度について聞いたところ、「警視庁の相談窓口（本部及び各警察署の相談窓口）」（43.3%）が約4割で最も高く、以下、「各区市町村の相談窓口」（40.7%）、「日本司法支援センター（法テラス）の相談窓口」（33.9%）などと続いている。

なお、いずれの相談窓口も「知らない」と回答した方は25.0%であった。

前回調査との比較（次頁）では、「日本司法支援センター（法テラス）の相談窓口」が約1.6倍増加して、33.9%であった。

◎参考「前回調査との比較」



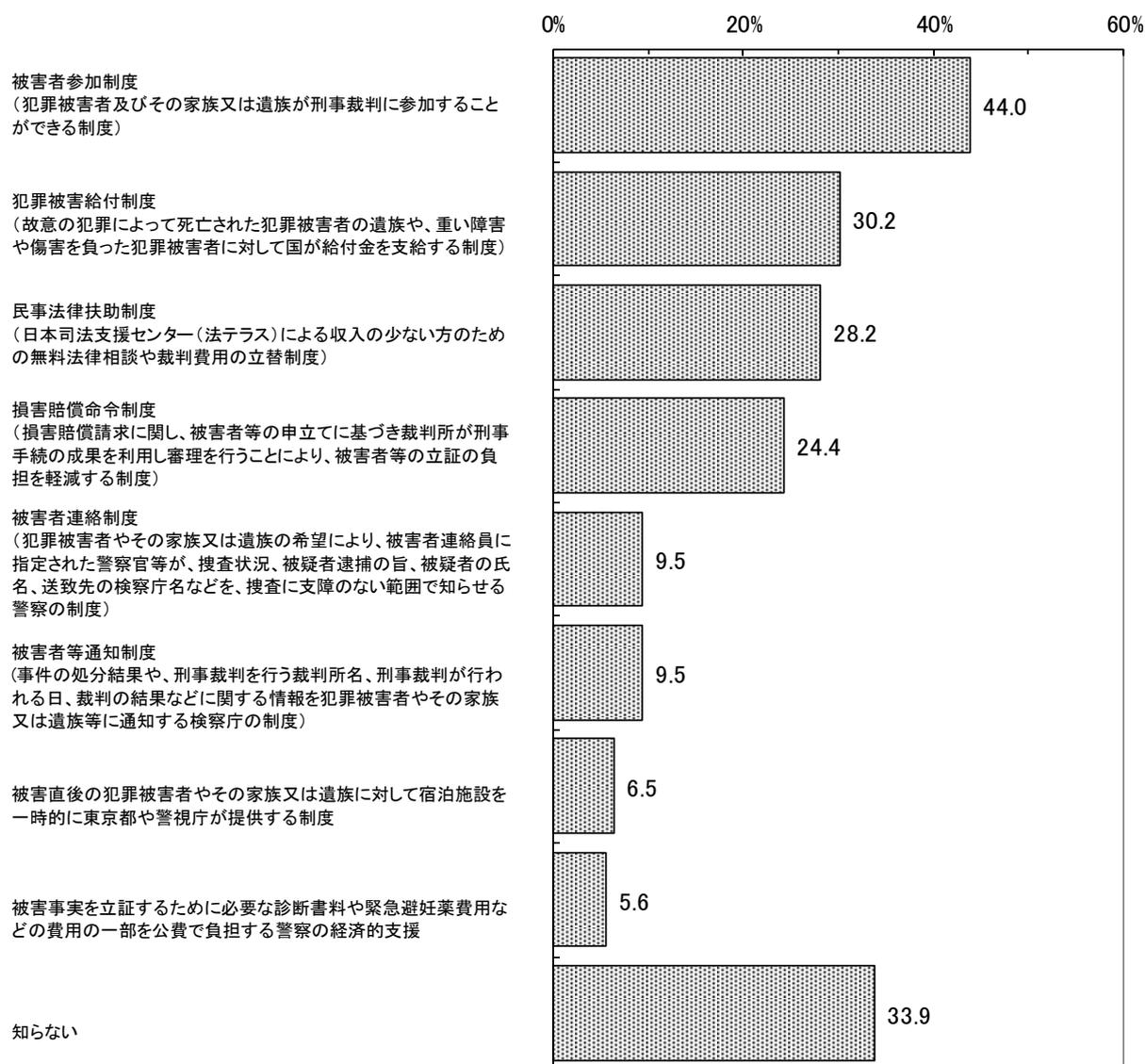
前回調査 平成 27 年 6 月実施「犯罪被害者等支援について」

※ 前回調査時点では未設置のため選択肢なし

犯罪被害者等への支援策の認知度

Q6 あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族に対して行われている支援について、どの程度知っていますか。次の中から、知っているものをいくつでもお選びください。

MA (n=496)



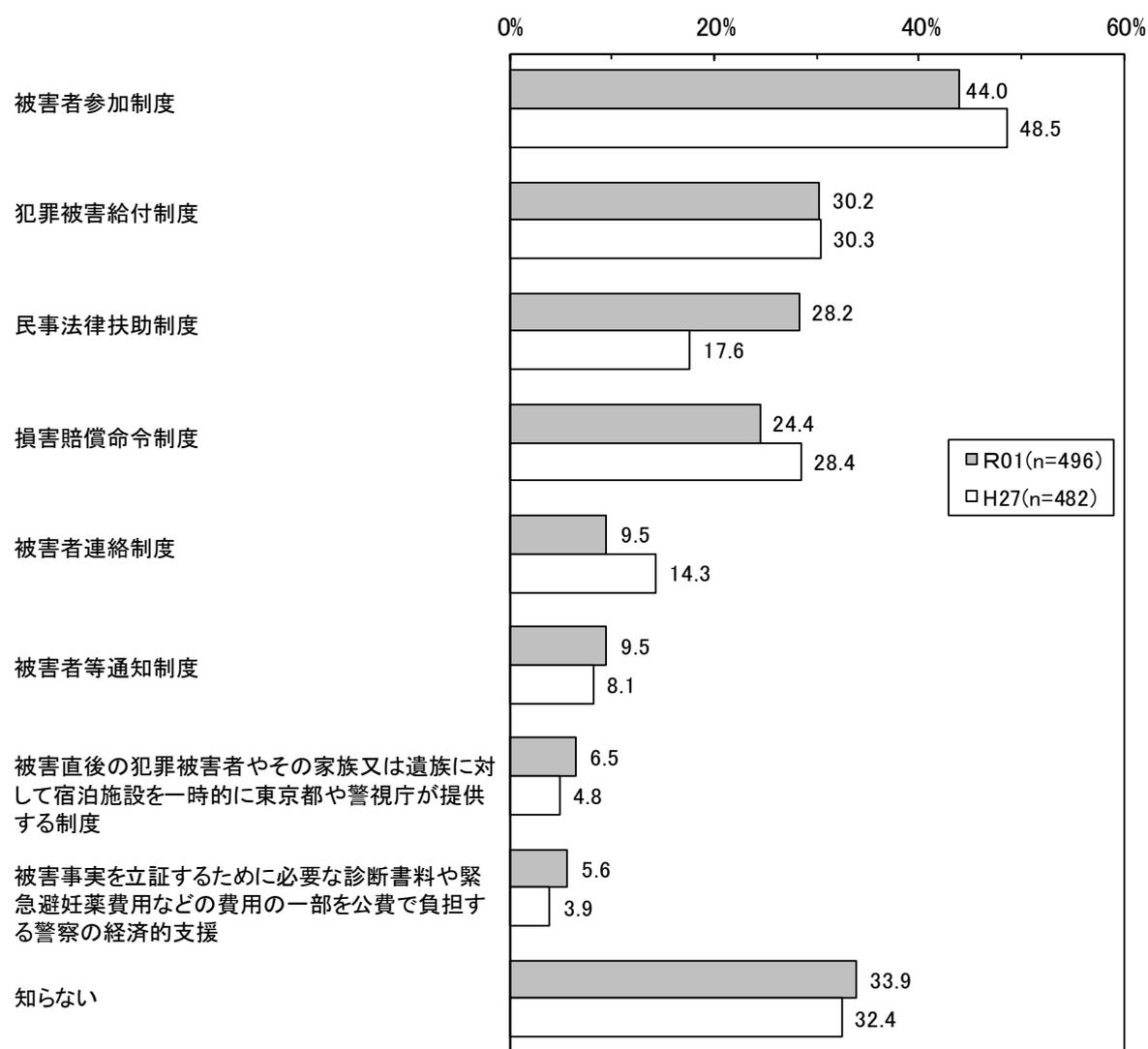
【調査結果の概要】

犯罪被害者等への支援策の認知度について聞いたところ、「被害者参加制度」(44.0%)が約4割で最も高く、以下、「犯罪被害給付制度」(30.2%)、「民事法律扶助制度」(28.2%)などと続いている。

なお、いずれの制度も「知らない」と回答した方は、33.9%であった。

前回調査との比較(次頁)では、「民事法律扶助制度」が1.6倍増加して28.2%であった。

◎参考「前回調査との比較」

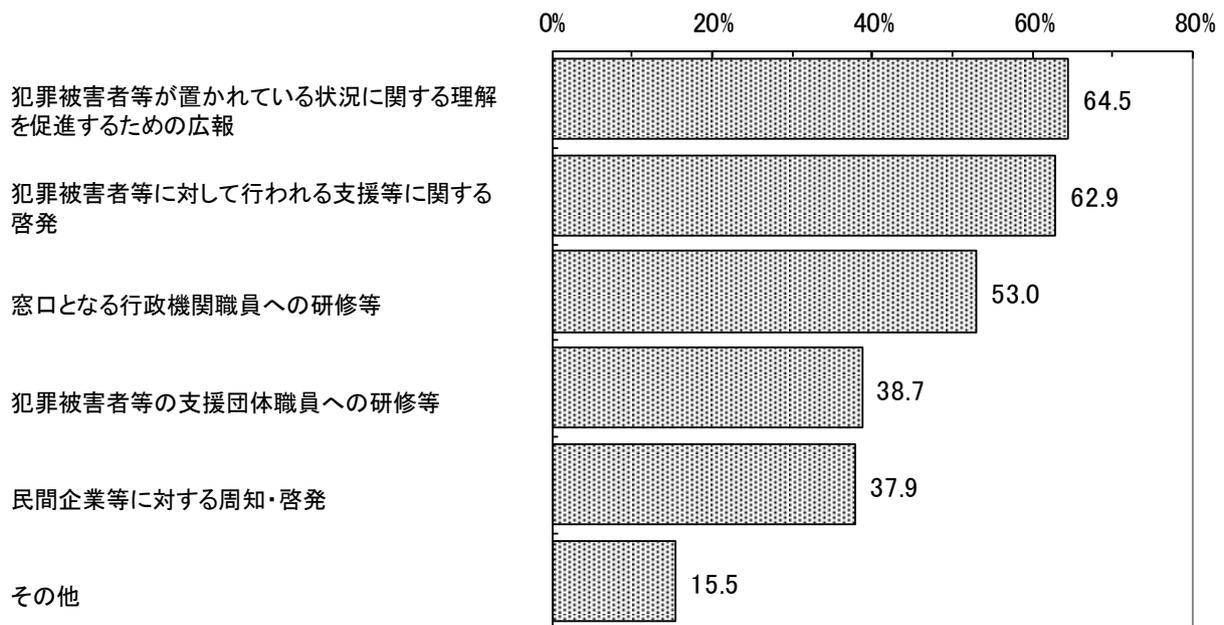


前回調査 平成 27 年 6 月実施「犯罪被害者等支援について」

犯罪被害者等への二次的被害に対する取組

Q7 犯罪被害者及びその家族又は遺族は、被害後に周囲の人々の心無い言葉や態度などで精神的苦痛を受けます。このような犯罪後に生じる被害を二次的被害と呼びます。あなたは二次的被害を防止するためには、東京都がどのような取組を行うと良いと思われますか。次の中から、当てはまるものをいくつでもお選びください。

MA (n=496)



【調査結果の概要】

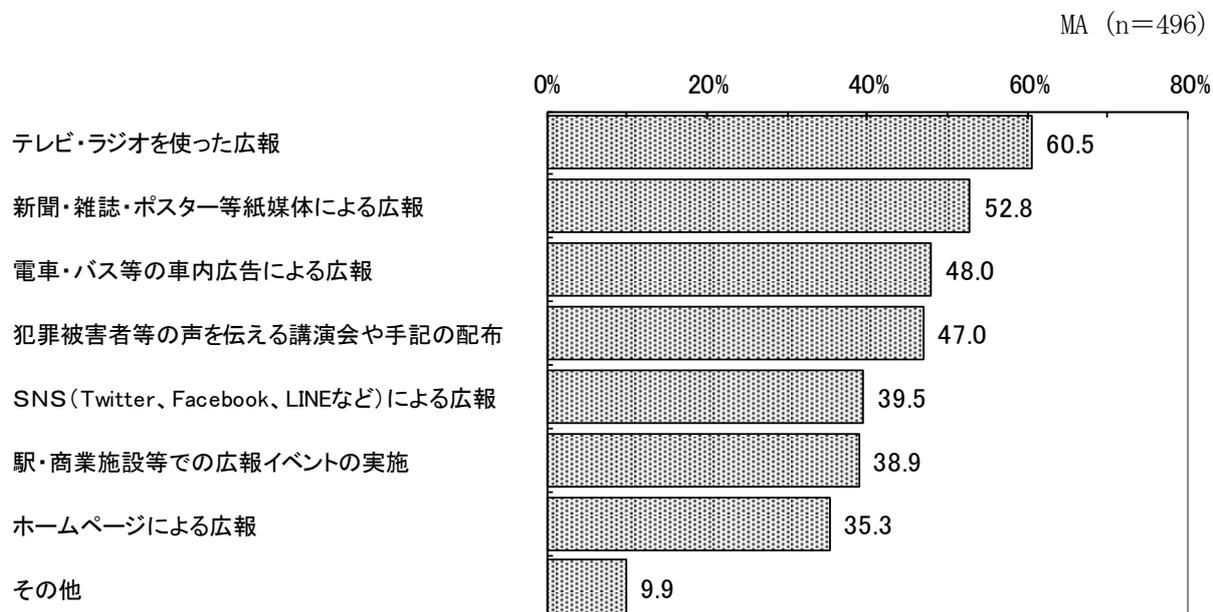
二次的被害を防止するために、東京都がどのような取組を行うと良いか聞いたところ、「犯罪被害者等が置かれている状況に関する理解を促進するための広報」(64.5%)が最も高く、以下、「犯罪被害者等に対して行われる支援等に関する啓発」(62.9%)、「窓口となる行政機関職員への研修等」(53.0%)などと続いている。

◎ その他の主な意見

- ・メディアによる興味本位の報道を制限する。
- ・被害者らを守るように、条例を制定する。啓発や研修では、限界があると思う。

東京都が取り組む周知・広報等

Q8 あなたは、東京都が犯罪被害者等への理解や支援のためにどのような周知・広報等に取り組むと良いと思われますか。次の中から、当てはまるものをいくつでもお選びください。



【調査結果の概要】

東京都が取り組む周知・広報等について聞いたところ、「テレビ・ラジオを使った広報」(60.5%) が約6割で最も高く、以下、「新聞・雑誌・ポスター等紙媒体による広報」(52.8%)、「電車・バス等の車内広告による広報」(48.0%)、「犯罪被害者等の声を伝える講演会や手記の配布」(47.0%) などと続いている。

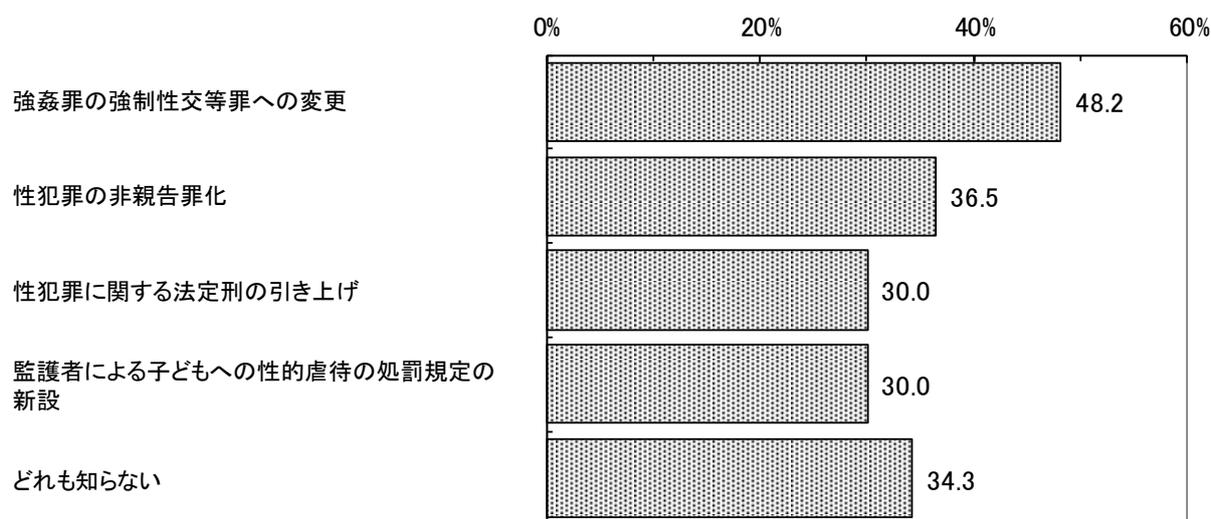
◎ その他の主な意見

- ・ SNS のインフルエンサーを雇い、若年層に訴えかける。

性犯罪に関する刑法の改正の認知度

Q9 平成 29 年 7 月に、刑法の性犯罪に関する規定が、明治 40 年の制定以来 110 年ぶりに大幅に改正され施行されました。あなたは、この刑法改正を知っていますか。次の中から知っているものをいくつでもお選びください。

MA (n=496)



※参考

- ・ 強姦罪の強制性交等罪への変更
名称を変更、これまで被害者を女性に限っていたが性別を問わないことになった。
- ・ 性犯罪の非親告罪化
これまでは被害者の告訴がないと起訴できない親告罪であったが、被害者の告訴がなくても起訴する事ができるようになった。
- ・ 性犯罪に関する法定刑の引き上げ
強制性交等罪（旧強姦罪）に関する法定刑の下限を懲役 3 年から 5 年に引き上げた。
- ・ 監護者による子どもへの性的虐待の処罰規定の新設
18 歳未満の者に対して、親などの監督・保護する立場の人がわいせつな行為をした場合、暴行や脅迫がなくても処罰されることになった。

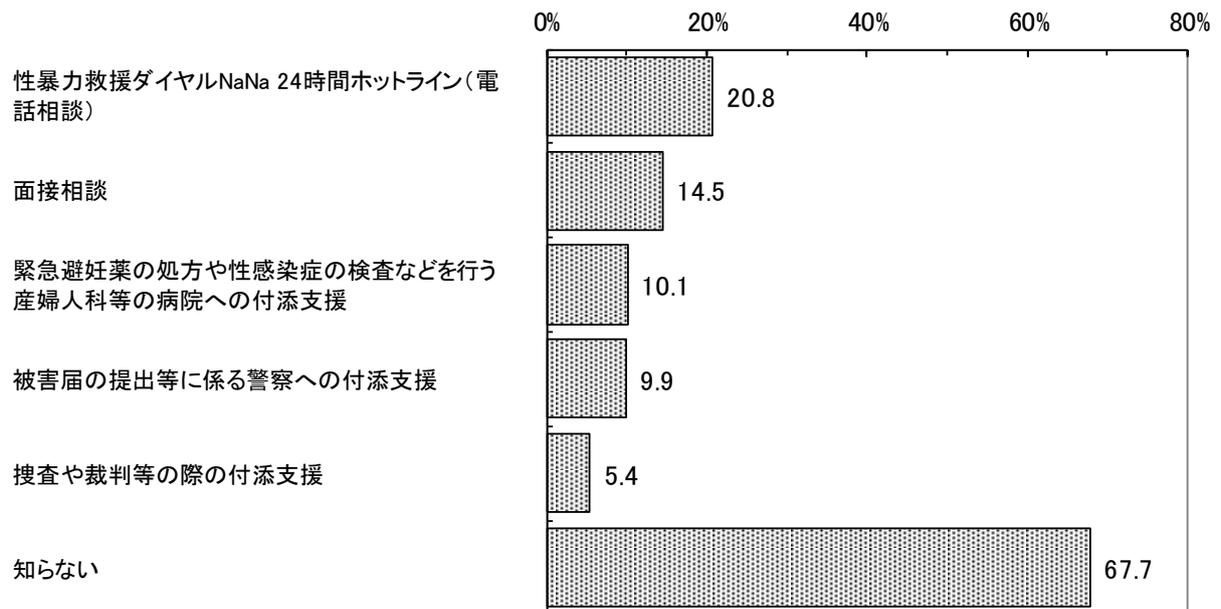
【調査結果の概要】

性犯罪に関する刑法の改正の認知度について聞いたところ、「強姦罪の強制性交等罪への変更」(48.2%) が 5 割近くで最も高く、以下、「性犯罪の非親告罪化」(36.5%)、「性犯罪に関する法定刑の引き上げ」(30.0%)、「監護者による子どもへの性的虐待の処罰規定の新設」(30.0%) の順になっている。

東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターの支援内容

Q10 東京都では性犯罪・性暴力被害者の支援のために、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターを平成27年度から実施しています。あなたは、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターの支援内容について、どの程度知っていますか。次の中から、知っているものをいくつでもお選びください。

MA (n=496)



【調査結果の概要】

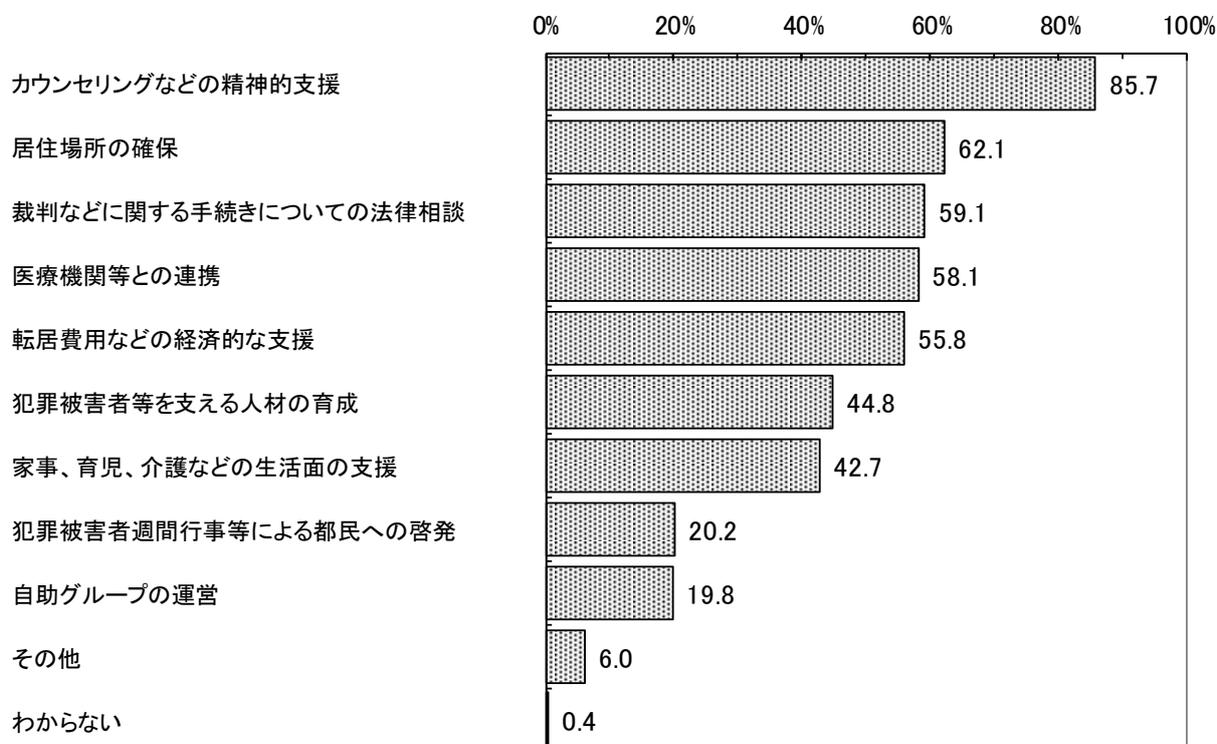
東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターの支援内容について聞いたところ、「性暴力救援ダイヤル NaNa 24 時間ホットライン（電話相談）」（20.8%）が最も高く、以下、「面接相談」（14.5%）、「緊急避妊薬の処方や性感染症の検査などを行う産婦人科等の病院への付添支援」（10.1%）などと続いている。

なお、「知らない」と回答した方は、67.7%であった。

性犯罪・性暴力被害者に必要と思われる支援

Q11 あなたが、性犯罪・性暴力被害者への支援の充実を図る上で、力をいれていくべきだと思われる支援をいくつでもお選びください。

MA (n=496)



※ 犯罪被害者週間

平成 17 年 12 月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において定められた「犯罪被害者等基本法」の成立日である 12 月 1 日以前の 1 週間（11 月 25 日から 12 月 1 日）

期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めることが目的

【調査結果の概要】

性犯罪・性暴力被害者に必要と思われる支援について聞いたところ、「カウンセリングなどの精神的支援」(85.7%) が 9 割近くで最も高く、以下、「居住場所の確保」(62.1%)、「裁判などに関する手続きについての法律相談」(59.1%)、「医療機関等との連携」(58.1%) などと続いている。

◎ その他の主な意見

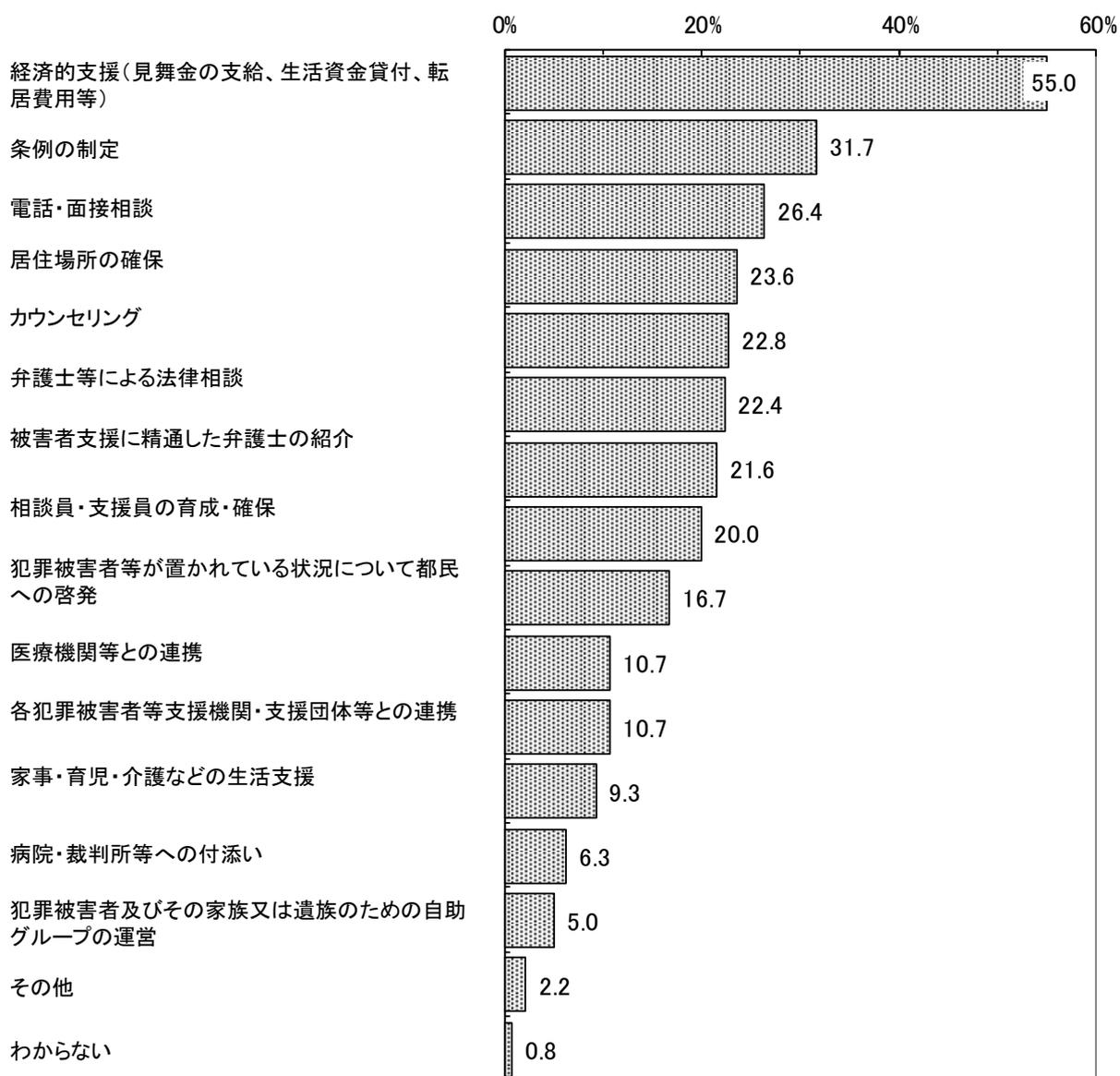
- ・性犯罪・性暴力被害者本人だけでなく、家族に対する支援の在り方や本人の気持ちがどのような経緯を辿っていき、家族がその時々に応じてどう支えればよいのか、といった知識などを学ぶ機会を与えること。

行政に望む取組

Q12 あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族への支援策として、東京都や区市町村がどのようなことに取り組んでいけば良いと思いますか。特に必要だと思うことを、次の中から、東京都と区市町村それぞれ3つまで選んでください。

(3MA) (n=496)

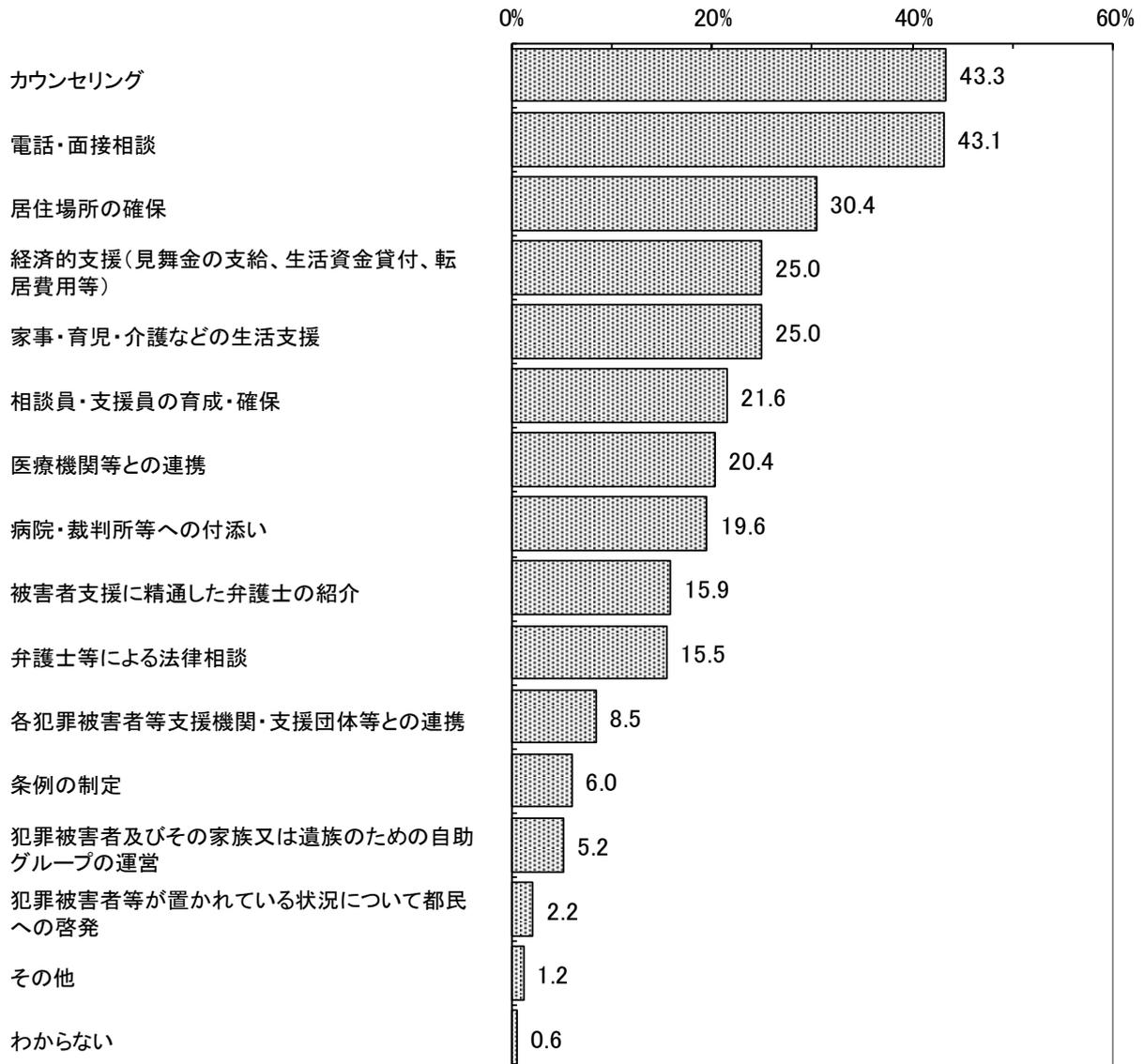
【東京都に望むこと】



◎その他の主な意見

- ・広報媒体（メディア・インターネット）を通じた啓発
- ・犯罪が起きにくいまちづくり

【区市町村に望むこと】



◎その他の主な意見

- ・警察と連携した保護体制の整備

【調査結果の概要】

東京都に望む取組について聞いたところ、「経済的支援(見舞金の支給、生活資金貸付、転居費用等)」(55.0%)が6割近くで最も高く、以下、「条例の制定」(31.7%)、「電話・面接相談」(26.4%)などと続いている。

また、区市町村に望む取組について聞いたところ、「カウンセリング」(43.3%)が最も高く、「電話・面接相談」(43.1%)、「居住場所の確保」(30.4%)、などと続いている。

犯罪被害者等支援についての自由意見

Q13 犯罪被害者及びその家族や遺族に対する支援や問題について、あなたのお考えをご自由にお書きください。

(n=462)

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 犯罪被害者等支援に関すること | 181件 |
| (2) 犯罪被害者等の人権、プライバシー、報道に関すること | 127件 |
| (3) 普及啓発など行政の施策に関すること | 98件 |
| (4) 相談窓口に関すること | 29件 |
| (5) その他 | 27件 |

(主なご意見)

(1) 犯罪被害者等支援に関すること 181件

- カウンセリングなどの、お金では解決できない精神的な苦痛を取り除く活動ができればいいと思う。(女性 10代 板橋区)
- 被害者や遺族の写真や実名が、すぐにメディアに晒されてしまう傾向にあるのが、どうかできないのか、と感じる。しかし、SNSがここまで普及しているので、行政の力ではどうにもできないだろう、という諦めもある。(性犯罪などの場合)被害者本人のみならず、その家族(特に子供)へのカウンセリングや長期的な観察も重要だと思う。(女性 20代 練馬区)
- 犯罪被害者の支援策について知らないことが多かった。「自分は被害者にはならない」とどこか他人事の気持ちでいるからと思うが、いつ自分や自分の家族が被害者になってしまうとも限らない。そのため、どのような支援があるかを一覧で網羅的に知っておく必要があると思った。犯罪被害者及び家族は、精神的な被害が一番辛いものと推測する。心のケアに重点を置いた支援策が最も求められると思う。(女性 30代 三鷹市)
- いくら支援に関する法律や条例を制定したとしても、制定されたルールを現実的に履行できる体制が整っていなければ、効果的な支援にはつながっていかないと考える。支援のルールを制定するだけでなく、制定されたルールをしっかりと履行できる仕組みづくりや、支援に関わる人間への徹底した指導も併せて行ってほしい。(男性 30代 八王子市)
- 必要となる支援は時間とともに変化します。犯罪行為が起きた直後から、捜査段階、公判、その後と、時間軸に沿って途切れることのない支援を行うことが必要だと考えます。日本では、ほぼすべての公的支援が申請主義で行われていますが、被害にあった直後に制度を調べる気持ちの余裕もないでしょうから、スムーズな流れで、おせっかいなくらい関与していくことが大切だと思います。(男性 40代 江東区)

○ 犯罪被害者は被害を相談しにくい心境にあり、支援をどこに求めたらよいのかもわからないと思う。相談、支援を受けることができる機関の情報周知が必要である。

(女性 40代 日野市)

○ 被害者、被害者家族の精神的苦痛を少しでも取り除ける様に専門家によるカウンセリングの充実があればよいと思います。

(女性 40代 八丈町)

○ 犯罪の内容により、支援の内容が経済面・精神面・その他と多岐にわたるので、支援側の人材も多面的に対応できる能力が必要となる。行政側の支援体制も、被害者のプライバシーを確保しつつ、関連部署を橋渡しする機能が必要となる。

(男性 50代 府中市)

○ 何より精神的なショックが大きいと思うので、カウンセリングが大切だと思います。マスコミの過剰なまでの報道も被害者にとって過酷だと思います。所詮他人事と思わず社会全体がやさしさや思いやりをもってほしい。

(女性 60代 渋谷区)

○ 被害者及びその家族の支援は重要ですが、そのような人が出ないような取り組みを都として強化することがもっと重要であり、都民の安心につながると思います。

(男性 60代 国分寺市)

○ 昨今の犯罪について一番感じることは、何の関係もない人達が理不尽にも巻き込まれることが多くなっていることです。被害者やご家族や不幸にもご遺族になられた方々のお気持ちを見ると、他人事とは思えません。被害にあった直後はもとより、こうした方々のお気持ちに寄り添いながら十分な時間をかけた長い支援を期待します。

(女性 70歳以上 清瀬市)

(2) 犯罪被害者等の人権、プライバシー、報道に関すること 127件

○ 遺族へのプライバシーがあまり守られていない気がする。すぐ報道などが押し寄せ、気持ちの整理ができていないまま会見やコメントを出さなければいけない場合が多いと思う。

(女性 20代 町田市)

○ 最近では、インターネットで被害者の情報が出回り、好奇心で好き勝手に書き込まれたり画像が出回ったりしており、インターネットで好奇の目にさらされるのを何とかしてほしいと思います。特に、被害者が亡くなると、死者に人権が無いのか、画像や経歴があつという間に拡散されているのが酷いと思います。

(女性 30代 渋谷区)

○ SNSの普及により二次被害を受けやすい、深刻化しやすい状況にあると思う。特にSNSは匿名性が高く、配慮のない発言が多い。悪質なものに対しては捜査し、罰則を科すなどの法的手段がないと抑止力が働かないのではないかと。

(男性 30代 港区)

○ マスメディアへの興味本位の取材や記事、被害者の写真、住所、経歴などの個人情報の公開、これらのSNSによる拡散など、昔よりも二次被害を被る度合いが増している。事件

の背景がわからないケースもあるが、あくまで被害者である以上、こうした興味本位の情報作成、提供者に規制をかけるような仕組みを導入してもいいのでは。

(男性 40代 青梅市)

- 被害者の個人情報ばかりが公表されているように思える。一般の人たちは、やじ馬で知りたがるが、被害者家族は傷つく。加害者は、個人情報や人権などを盾に隠されている場合がある。加害者側の情報を出さずに、被害者ばかりが目立つのは許せないし、不快だ。国や都は、被害者側の立場に立ち、守るべきだ。
(女性 60代 世田谷区)

- 被害犯罪が発生すると、犯罪者は法律により一定の人権を守られるが、被害者やその家族はマスコミ、自宅周囲・会社でのうわさやインターネットで情報が拡散されているのが現状と認識しています。悪いことをしていない被害者は、犯罪者以上に法律で守られる必要があります。被害者が二次被害を受けないように、人権を守る都民の意識感覚を啓発する活動を一層広めていただきたいと思います。2020 オリンピックに向けて、東京都の人権政策を一層拡充して下さい。
(女性 60代 杉並区)

- 性犯罪等の被害者や家族が受ける二次被害で、更なるダメージを受ける事をどの様に予防するかが重要である。特に SNS 等で流されるであろう、匿名の暴力を防止する事が大切である。
(男性 70歳以上 練馬区)

(3) 普及啓発など行政の施策に関すること 98件

- 報道では、被害者について写真や人柄、職業などが明らかにされることが多い。ネットが発達した現在では、被害者について詮索してバッシングする二次被害が問題になっている。被害者の精神面のフォローに加え、「報道されない権利」について議論してほしい。

(女性 30代 大田区)

- 自分の家族で同じことが起こったら…と想像するとこの問題は他人事ではなく、しっかりと皆で考えていかなければいけないと思いました。とにかく、「知らない」「想像できない」人々が一番怖いと思います。まずは、私のような無知な人が一人でもいなくなることから取組を始めてみたらいかがでしょうか。私自身も反省しております。

(男性 40代 練馬区)

- 昨今の犯罪数増加、凶悪な犯罪も増えており、心を痛めております。当事者ではないのですぐ忘れてしまう安易さをこのアンケートで反省しました。被害者や遺族の方は一生それを背負っていかれると思うと、あらゆる手立てでのサポートを願います。犯罪防止、未然に回避できる手立て、啓蒙活動など教育の必要性をいつも考えています。

(女性 50代 練馬区)

- 東京都で犯罪被害者への支援が、細かいところまで決められていることに驚きました。このアンケート調査で初めて知りました。今の世の中、犯罪被害に遭ってしまうのは他人事ではありません。支援していることを、もっと広く伝えるべきです。知らない人が多い

と思います。広報に力を入れてください。

(女性 50代 港区)

(4) 相談窓口に関すること 29件

○ 相談窓口等、精神面での支援は部分的に知っていました。実際に利用する機会が無くても、そのような取組がある事実を知っているだけで、万一の場合を想定して安心感を持つため有難いです。一方、今後の計画においては、経済的支援も進めていただきたく考えます。転居等を望んでいても経済的な理由で叶わない犯罪被害者及びその家族や遺族も多いと推察しております。民間団体等による経済面支援は難しいかと存じますので、都の予算で対応いただければと考えました。

(女性 20代 世田谷区)

○ 対象となる知人がいないので具体的には分からないが、公共機関に相談出来る窓口の設置は必要だと思う。また、SNSを利用して、まず相談出来る窓口が必要だと思います。

(男性 60代 港区)

(5) その他 27件

○ 今回のアンケートのテーマ選定理由は、やはり、問題意識がない人が多いからなのか。そもそも被害者が出ないためにはどうしたらよいか。今回のアンケートで、自分が知らない情報がほとんどであり、自分自身が無知であったこと、問題意識が低かったことが認識できた。被害者はもちろんのこと、その家族、遺族の被害者本人への接触の仕方のカウンセリングが必要である。恐らく、テレビや新聞、雑誌、HP 広告などで広報はしているのかもしれないが、自分自身で犯罪被害者支援に対する意識が低かった。情報があふれている中で、ただ単に目や耳に情報を接触させているだけでは、問題の根本が理解できない。犯罪被害者支援の問題に対して、当事者として何らかの形で考える場がないと、一人一人の意識が向上しないのではないか。

(男性 40代 多摩市)

○ 日々の生活に流されがちで、新聞やテレビなどで大きく取り上げられないと想いが及ばなかったので反省しています。本アンケートで勉強になりました。

(女性 40代 世田谷区)